

令和3年度  
第1回 中野市男女共同参画審議会資料

令和3年6月30日（水）午後2時～  
中野市人権センター

令和2年度 男女共同参画推進事業実施状況について

項 目	内 容
男女共同参画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回審議会 令和2年6月25日(木)午後1時30分 審議会委員 出席8人 欠席1人</li> <li>第2回審議会 令和3年3月23日(火)午前10時 審議会委員 出席6人 欠席3人</li> </ul>
男女共同参画推進本部	
事業実績及び事業計画の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>4月実施</li> </ul>
女性の公職参画状況調査及び推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>R2.4.1現在…31.2% 県へ報告</li> <li>審議会等の委員の改選時に所管課長あてに文書で女性の登用を依頼した。</li> <li>区における女性に関する参画状況調査(8月実施)</li> </ul>
啓発広報紙発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>「交差点」全戸配布年4回発行 各15,700部 6、11、3月号発行</li> </ul>
男女共同参画推進出前講座	<p>男女共同参画社会づくりの推進のため、地域や団体に出向いて講座や講演会を開催した。</p> <p>実施 1団体12人 中止3区</p>
男女共同参画セミナー	<p>男女共同参画社会の実現に向け、様々なテーマでセミナーを開催し、学習の機会を提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1回 7月2日(木)10:00から12:00 参加者 17人 心を育てるコーチング講座 感情を味方に！自分を大切にする方法 講師 コーチングオフィス ルミノール 代表 田中優美子さん</li> <li>第2回 7月29日(水)13:30から15:00 中止 親世代・子世代、男女 みんなで考える実家片づけ 講師 一般財団法人実家片づけ整理協会 渡部亜矢さん</li> <li>第3回 8月22日(土)13:30から15:30 中止 働くこととお金のこと 講師 ファイナンシャルプランナー 北村きよみさん</li> <li>第4回 9月23日(水)10:00から12:00 参加者 10人 マネープランから「やりたいことや働き方」を考えよう 講師 ファイナンシャルプランナー 北村きよみさん</li> <li>第5回 10月14日(水)10:00から12:00 参加者 24人 心を育てるコーチング講座 折れない心と自信を育てる方法 講師 コーチングオフィス ルミノール 代表 田中優美子さん</li> <li>第6回 11月25日(水)10:00から12:00 参加者 26人 アサーション 自分も相手も大切にしたりやりとりをするために 講師 株式会社Dream Seed 代表 三井洋子さん</li> </ul> <p>計77人</p>
団体支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふるさと虹の会を支援</li> </ul>
国県等と連携し、その事業へ市民の参加を勧め、研修することにより人材育成等を促す	<ul style="list-style-type: none"> <li>県男女共同参画行政事務研究会</li> <li>女性相談員支援研修会</li> <li>県男女共同参画行政担当者研修会</li> <li>DV被害者支援ネットワーク会議</li> <li>第5次長野県男女共同参画推進計画市町村説明会 等</li> </ul>
広報なかのへ掲載 ホームページへ掲載	<ul style="list-style-type: none"> <li>随時掲載依頼</li> <li>必要時に更新</li> </ul>
音声告知放送・文字放送	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベント、講座の周知、広報依頼</li> </ul>
市民意識調査	<p>「第4次中野市男女共同参画計画」の資料とするため実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査対象 令和2年7月1日現在、市内在住の18歳以上の市民2,000人</li> <li>調査方法 郵送による配布、郵送もしくはインターネットによる回収</li> <li>調査期間 令和2年7月13日から31日</li> <li>配布数 2,000</li> <li>回収数 734(うちインターネット82)</li> <li>回収率 36.7%</li> </ul> <p>※ 前回平成27年度 単独実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配布数 2,000</li> <li>回収数 890</li> <li>回収率 44.5%</li> </ul>

令和2年4月1日現在

女性の公職参画状況調査

( )は委員の任期が異なる

No.	審議会等名称【県の区分】	総委員数	女性委員	割合(%)	根拠法等		所管
-----	--------------	------	------	-------	------	--	----

【1-1 地方自治法180条の5に規定されている委員会等の委員】

1	中野市教育委員会	5	2	40.0	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	4年	学教
2	中野市選挙管理委員会	4	2	50.0	地方自治法	2021.6.22	選管
3	中野市監査委員	2	0	0.0	地方自治法	4年	監査
4	中野市固定資産評価審査委員会	3	0	0.0	地方税法	2020.5.10	固定
5	農業委員会（農業委員）	20	2	10.0	農業委員会等に関する法律	2021.3.31	農委
5	① 小計	34	6	17.6			

地方自治法202条の3 【1-2 法律・条例等により設置されている審議会等の委員】

1	中野市防災会議	37	4	10.8	災害対策基本法 中野市防災会議条例	(8号委員のみ2年)	危機
2	中野市国民保護協議会	35	2	5.7	国民保護法 中野市国民保護協議会条例	2021.3.31	危機
3	中野市民生委員推薦会	6	0	0.0	民生委員法	2022.8.25	福祉
4	中野市国民健康保険事業の運営に関する協議会	16	4	25.0	国民健康保険法 中野市国民健康保険条例	2022.8.14	福祉
5	中野市水防協議会	10	0	0.0	水防法 中野市水防協議会条例	2022.3.31	消防
6	中野市博物館協議会	10	5	50.0	中野市立博物館条例	2020.5.22	博物
7	中野市都市計画審議会	14	3	21.4	中野市都市計画審議会条例	2020.8.16	都市
8	中野市環境審議会	18	6	33.3	中野市環境審議会条例	2021.6.2	環境
9	中野市文化財保護審議会	5	0	0.0	地方自治法 文化財保護法 中野市文化財保護条例	2021.4.30	生涯
10	中野市社会教育委員	9	4	44.4	社会教育法 中野市社会教育委員条例	2021.4.30	生涯
11	中野市公民館運営審議会	14	7	50.0	中野市公民館条例	2021.6.30	公民
12	中野市立図書館協議会	10	2	20.0	中野市立図書館条例	2021.6.30	図書
13	中野市青少年問題協議会	16	4	25.0	地方青少年問題協議会法 中野市青少年問題協議会条例	2020.5.13	子育
13	② 小計	200	41	20.5			

【2-1 法律により設置されている委員】

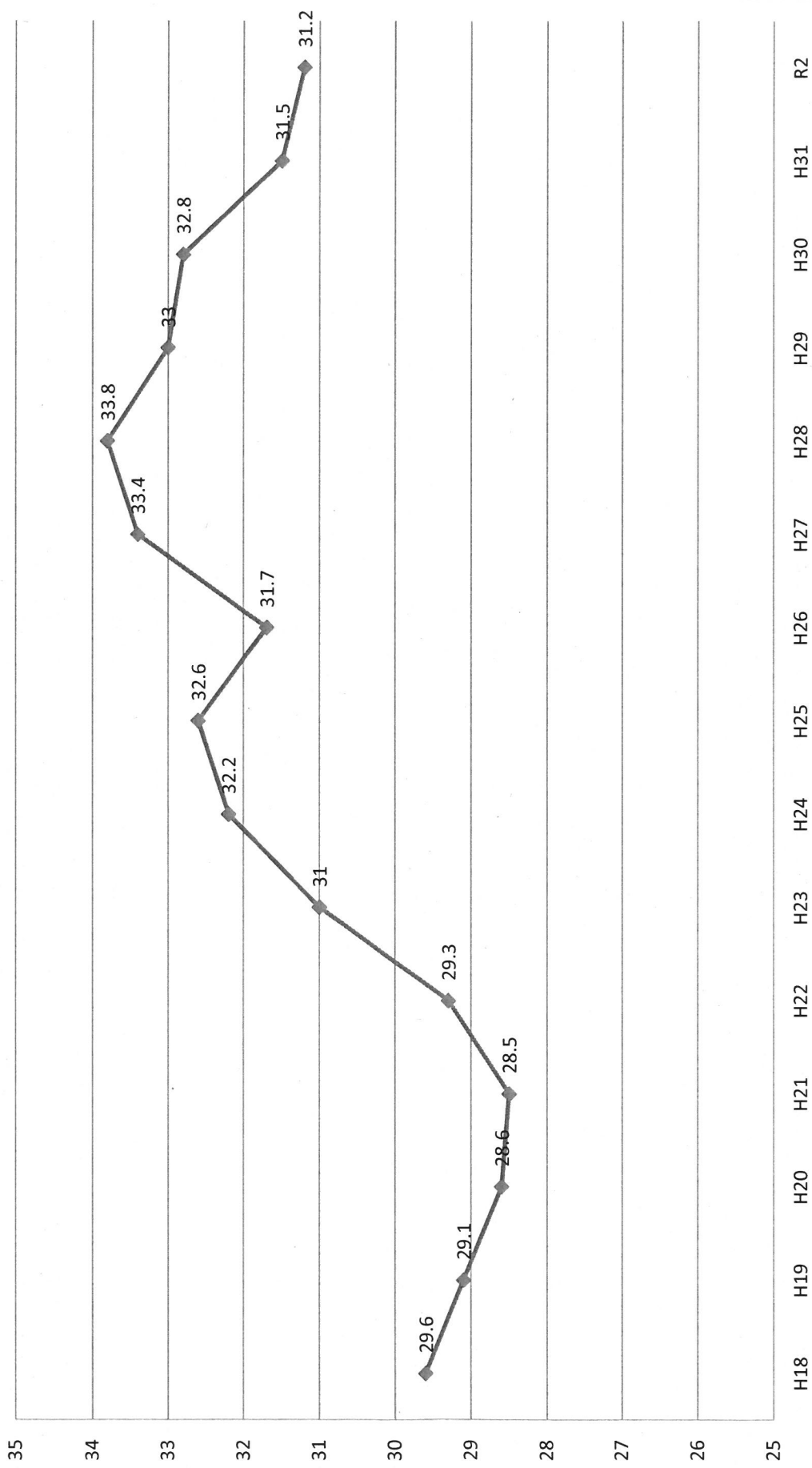
1	中野市民生児童委員協議会	113	55	48.7	民生委員法	2022.11.30	福祉
2	人権擁護委員	9	4	44.4	人権擁護委員法	3年	人権男女
2	③ 小計	122	59	48.4			
20	① ② ③ 合計	356	106	29.8			

地方自治法202条の3 【1-2-26 上記以外の審議会等の委員】

1	行政相談委員	3	1	33.3	行政相談委員法	2021.3.31	庶務
2	中野市表彰審査委員会	5	1	20.0	中野市表彰条例	2020.7.31	庶務
3	中野市情報公開等審査会	5	2	40.0	中野市情報公開等審査会条例	2020.11.20	庶務
	中野市特別職報酬等審議会			#DIV/0!	中野市特別職報酬等審議会条例		庶務
4	中野市行政不服審査会	5	2	40.0	中野市行政不服審査会条例	2022.3.31	庶務
5	中野市財産区管理会	7	1	14.3	中野市中野財産区管理会条例	2023.9.25	財政

6	中野市行政改革推進委員会	13	6	46.2	中野市行政改革推進委員会条例	2020.10.29	政策	
7	中野市放送番組審議会	8	1	12.5	中野市情報通信施設条例	2021.3.31	政策	
8	中野市健康づくり推進協議会	16	5	31.3	中野市健康づくり推進協議会設置要綱	2021.3.31	健康	
9	中野市介護保険事業運営協議会	16	9	56.3	中野市介護保険事業運営協議会設置要綱	2021.12.20	高齢	
10	中野市社会就労センター運営委員会	6	1	16.7	中野市社会就労センター条例	2021.3.31	社会就労	
11	中野市少年育成センター運営協議会	17	4	23.5	中野市少年育成センター条例	2022.3.31	子育	
12	中野市児童センター運営委員会	9	6	66.7	中野市児童センター条例	2022.1.31	子育	
13	中野市少年育成委員	80	20	25.0	中野市少年育成センター条例	2020.4.24	子育	
14	中野市子ども・子育て会議	25	20	80.0	子ども・子育て支援法	2020.6.30	子育	
15	中野市保育所等運営審議会	8	5	62.5	中野市保育所等運営審議会条例	2021.3.31	保育	
16	中野市美術品取得選定評価委員会	6	2	33.3	中野市美術品取得選定評価委員会設置要綱	2021.9.30	文 <sup>ホ</sup>	
17	中野市スポーツ推進委員会	22	6	27.3	中野市スポーツ推進委員規則	2021.3.31	文 <sup>ホ</sup>	
18	中野市中山晋平記念館専門委員	3	1	33.3	中野市中山晋平記念館管理規則	2021.3.31	中山	
19	中野市高野辰之記念館専門委員	3	2	66.7	中野市高野辰之記念館管理規則	2021.3.31	高野	
20	中野市交通安全推進協議会	31	2	6.5	中野市交通安全条例 中野市交通安全推進協議会規則	規定なし	市民	
21	中野市人権センター運営委員	11	4	36.4	中野市人権センター運営要綱	2021.6.30	人権男女	
22	中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会	14	2	14.3	中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例	2020.6.30	人権男女	
23	中野市男女共同参画審議会	9	7	77.8	中野市男女共同参画推進条例	2021.4.30	人権男女	
24	中野市水道事業運営審議会	10	4	40.0	中野市水道事業運営審議会条例	2022.3.31	水道	
25	中野市賞じゅつ金等審議会	4	1	25.0	中野市消防等賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例	2022.3.31	消防	
26	中野市就学相談委員会	10	4	40.0	中野市就学相談委員会条例	2021.4.30	学教	
27	中野市生涯学習推進会議	19	7	36.8	中野市生涯学習推進会設置要綱	2021.4.30	生涯	
28	中野市学校給食センター運営委員会	12	6	50.0	中野市学校給食センター運営委員会条例	2021.7.31	給食	
29	中野市立図書館図書選定委員会	5	3	60.0	中野市立図書館規則	2020.10.31	図書	
30	選挙管理委員 補充員	4	0	0.0	地方自治法	2021.6.22	選管	
31	中野市空家等対策協議会	12	0	0.0	中野市空家等対策協議会設置要綱	2021.7.31	都市	
32	中野市農業振興地域整備計画管理委員会	18	0	0.0	中野市農業振興地域整備計画管理委員会設置要綱	2020.9.27	農政	
32	④ 小 計	416	135	32.5	委員会等の数 総合計	女性を含む委員会数	左の割合	
52	総 合 計	772	241	31.2		53	45	84.9
13	② 小 計	200	41	20.5	地方自治法202条の3【1-2 法律・条例等により設置されている審議会等の委員】	女性を含む委員会数	10	
32	④ 小 計	416	135	32.5	地方自治法202条の3【1-2-2 6】上記以外の審議会等の委員	女性を含む委員会数	29	
					地方自治法第202条の3に基づく委員会等の数 小計②+④	女性を含む委員会数		
45	小 計 ②+④	616	176	28.6		45	39	86.7

# 審議会等における女性の登用率



## 長野県19市の審議会等における女性の登用状況

(令和2年4月1日現在)

市名	審議会等委員の目標 (目標を設定している市のみ記入)							19市の順位
	目標値 (%)	目標年度	審議会等数	うち 女性を含む数	総委員数	うち 女性を含む数	女性比率 (%)	
長野市	40	令和3年度	81	74	861	327	38.0	2
松本市	35	令和4年度	122	105	3,031	988	32.6	5
上田市	40	令和3年度	49	47	897	347	38.7	1
岡谷市	40	令和5年度	43	39	790	256	32.4	6
飯田市	30	令和4年度	104	77	1,863	542	29.1	10
諏訪市	40	令和4年度	59	51	986	305	30.9	9
須坂市	40	令和4年度	56	47	980	346	35.3	4
小諸市	45	令和2年度	53	49	1,043	391	37.5	3
伊那市	30	令和3年度	79	72	1,321	365	27.6	13
駒ヶ根市	33	令和3年度	51	45	1,036	298	28.8	11
中野市	35	令和3年度	52	44	772	241	31.2	8
大町市	40	令和4年度	51	46	657	167	25.4	18
飯山市	35	令和6年度	30	22	294	78	26.5	16
茅野市	35	令和5年度	49	37	716	188	26.3	17
塩尻市	38.3	令和6年度	11	11	148	40	27.0	15
佐久市	33	令和3年度	43	41	688	174	25.3	19
千曲市	40	未設定	47	46	627	173	27.6	14
東御市	40	令和3年度	46	40	620	196	31.6	7
安曇野市	35	令和4年度	46	39	842	238	28.3	12

## 区における女性に関する参画状況調査結果(令和2年度 R2.4.1現在数)

対象区 76区 回答区 67区 回収率 88.2%

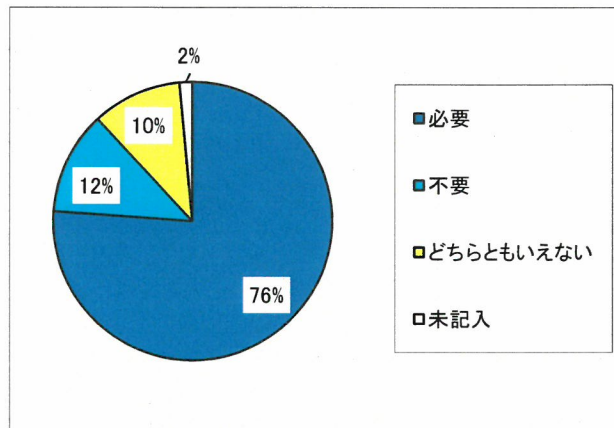
【問 1】地区の役員について(76区 副区長、会計は回答のあった67区の合計)

役職名	人数	左のうち女性の人数	備考
区 長	76 人	1 人	
副区長	99 人	4 人	会計と兼務を含む
会 計	38 人	4 人	
分館長	73 人	1 人	
分館主事	66 人	0 人	

【問 2】女性の役員は必要だと思いますか

単位:区

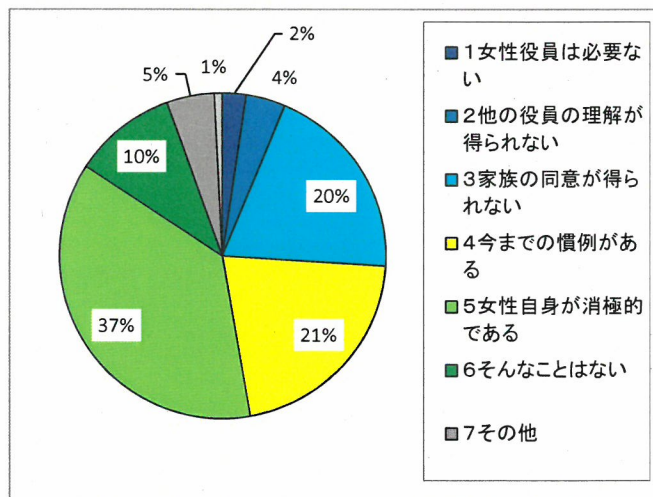
必要	51
不要	8
どちらともいえない	7
未記入	1
合 計	67



【問 3】女性への役職依頼について、支障になると思うことは何ですか(複数回答)

単位:区

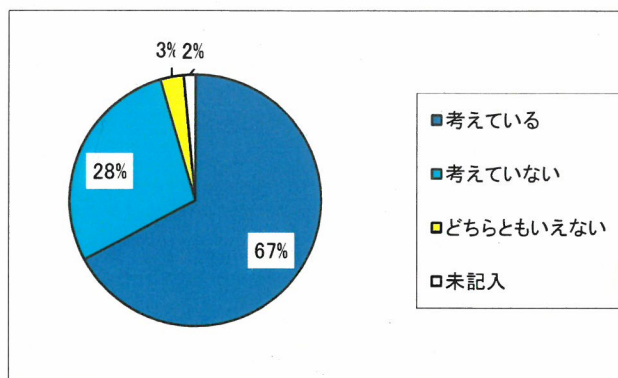
1女性役員は必要ない	3
2他の役員の理解が得られない	5
3家族の同意が得られない	25
4今までの慣例がある	27
5女性自身が消極的である	47
6そんなことはない	13
7その他	6
未記入	1
合 計	127



【問 4】 今後、女性への役職依頼を考えていますか

単位:区

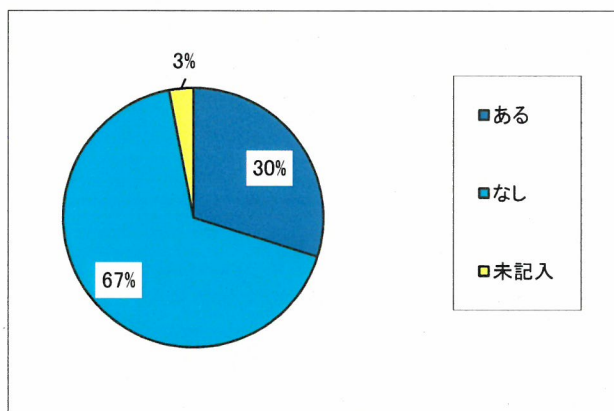
考えている	45
考えていない	19
どちらともいえない	2
未記入	1
合計	67



【問 5】 区では、男女共同参画推進のためにやっている活動や検討していることはありますか

単位:区

ある	20
なし	45
未記入	2
合計	67





## 令和3年度事業計画について

- ① 第3次中野市男女共同参画計画に基づく事業の推進
- ② 男女共同参画社会の形成に関する令和2年度事業実績、令和3年度事業計画の調査（全庁）
- ③ 審議会等における女性の登用状況の調査（4月1日現在）
- ④ 啓発紙「交差点」（6・11・3月）
- ⑤ 中野市男女共同参画セミナーの開催
- ⑥ 中野市男女共同参画推進出前講座の開催
- ⑦ 国県等主催の事業への参加
- ⑧ 市民団体の支援
- ⑨ 第4次中野市男女共同参画計画の策定、啓発推進

## (4) 第4次中野市男女共同参画計画について

### 1 計画策定の趣旨

日本国憲法で個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、平成11年に公布された男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会<sup>\*1</sup>の実現は、21世紀の最重要課題と位置づけられています。

中野市においては、平成19年に制定した「男女共同参画推進条例」に基づき、中野市男女共同参画計画「共にいきいきなかのプラン」（計画期間：平成19年度～23年度、平成24年度～28年度、平成29年度から33年度）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組みを進めてきました。

しかし、依然として性別で役割を固定的に捉える意識とそれに基づく社会慣行が根深くあり、男女共同参画社会の実現には多くの課題が残されています。

これらを踏まえ、継続的に男女共同参画を推進する必要があるため、現計画をもとに令和4年度からの第4次中野市男女共同参画計画を策定します。

#### **\*1男女共同参画社会**

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。（男女共同参画社会基本法第2条）

### 2 計画策定の背景

#### ○ 日本の動き

国は、「世界行動計画」を国内施策に取り入れるため、「婦人問題企画推進本部」を総理府に設置し、昭和52年（1977年）には「国内行動計画」を策定して、向こう10年間の行動目標を明らかにしました。

この間、昭和60年（1985年）に「女子差別撤廃条約<sup>\*2</sup>」を批准しました。また、平成8年（1996年）には、政府の国内行動計画である「男女共同参画2000年プラン」において、施策の基本的な方法と具体的な施策の内容を示しました。そして、平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成12年（2000年）には基本法に基づいた「男女共同参画基本計画」が定められました。

平成16年（2004年）男女共同参画会議は、内閣総理大臣からの「政府において男女共同参画計画を策定していく際の基本的な考え方」の諮問に対し、広く国民各層の意見を求めつつ調査研究を進め、平成17年（2005年）には「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方」を答申し、政府はそれを踏まえ「男女共同参画基本計画（第2次）」を定めました。

平成22年（2010年）に「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。この計画では、少子高齢化や経済社会のグローバル化等社会経済情勢の変化等に対応した「男性、子どもにとっての男女共同参画」など15の重点分野が掲げられ、実効性のあるアクション・プランとするため、各分野に成果目標が設定されました。

平成27年（2015年）に「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、4つの目指すべき社会の実現を通じて、男女共同参画基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとしました。

令和2年（2020年）12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」では、目指すべき社会として改めて以下の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会いくと基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとしています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行等の変革を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会

#### ※2女子差別撤廃条約

昭和54年（1979年）の国連総会で日本を含む130か国の賛成により採択されました。日本においては昭和60年（1985年）に同条約を批准しました。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定しています。

#### ○ 長野県の動き

長野県においては、昭和55年（1980年）に「第1次長野県婦人行動計画」を策定し、その後は、昭和61年（1986年）「新長野県婦人行動計画」、平成3年（1991年）「さわやか信州女性プラン」、平成8年（1996年）「信州女性プラン21」がそれぞれ策定され、平成13年（2001年）3月に第1次長野県男女共同参画計画「パートナーシップながの21」を策定しました。

平成14年（2002年）12月には議員提案による「長野県男女共同参画社会づくり条例」が制定され、平成19年（2007年）3月に「第2次長野県男女共同参画計画」、平成23年（2011年）3月に「第3次長野県男女共同参画計画」、平成28年（2016年）3月に「第4次長野県男女共同参画計画」、そして令和3年3月に「第5次長野県男女共同参画計画」を策定し、更なる男女共同参画の推進を図っています。「第5次長野県男女共同参画計画※3」において基本理念は以下のとおりです。

- ・ 男女の人権の尊重
- ・ 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

- ・ 社会における制度又は慣行についての配慮
- ・ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ・ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ・ 国際社会の動向を踏まえた取組

### ※<sup>3</sup> 第4次長野県男女共同参画計画

長野県が策定した令和3年度から令和7年度の5年間の計画で、基本テーマ「働き方・暮らし方を変えて、誰もが自分らしく生きられる社会をつくろう」です。

## ○ 中野市の動き

平成17年（2005年）4月1日に旧中野市と旧豊田村が合併し、新しい中野市の男女共同参画社会づくりとして、平成18年度に中野市男女共同参画推進条例を制定し、真の男女共同参画社会づくりに向けて、誰もがいきいきと暮らせるように中野市男女共同参画計画「共にいきいきなかのプラン21」、平成24年（2012年）3月に中野市男女共同参画計画「共にいきいきなかのプラン21」（平成24年度～28年度）、平成29年3月に第3次中野市男女共同参画計画「共にいきいきなかのプラン21」（平成29年度～33年度）、今回、更なる充実を図るため、第4次中野市男女共同参画計画「共にいきいきなかのプラン21」（令和4年度～8年度）を策定しました。

## 3 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画基本法第14条第3項に基づき中野市男女共同参画推進条例第10条第1項に定める「男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を総合的かつ計画的に実現するための基本的な計画」です。

また、本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第1項に基づいて、本市が策定する女性の職業生活における活躍の推進に関する計画です。

※ 女性の職業生活における活躍の推進に関する事項については、該当する項目等に「【女性活躍推進】」と表示しています。

## 4 計画の期間

この計画の期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2027年度）までの5年間です。

なお、今後の社会情勢等の変化により新たに計画に盛り込むべき事由が生じた場合は必要に応じて見直すことを検討します。

## 5 基本的な考え方

すべての市民が性別にかかわらずお互いの生き方を尊重し合い、個性豊かに生きることができる男女共同参画社会の実現を目指します。

- ① 男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての尊厳が重んじられること。
- ② 社会制度・慣行の中にある性別で役割を固定的に捉える意識を解消し、あらゆる分野で方針の立案及び決定に、男女が対等に参画する機会が確保されること。
- ③ 男女が相互に協力し、家庭生活や地域・職場で責任を分かち合う社会が実現されること。

## 6 基本目標

(仮)

- ① 男女共同参画のための意識づくり
- ② 男女が共に社会活動へ参画するために環境づくり
- ③ 男女が互いに支え合う自立した生活づくり

## 7 計画の推進

男女共同参画計画を推進するためには、市、市民、事業者がそれぞれ責任を持って役割を果たしていく必要があります。

市は、市民、事業者と協働により、男女共同参画の推進にあたります。

### (1) 市民の役割

職域、教育、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、相互に協力して男女共同参画社会づくりの促進に努めましょう。

### (2) 事業者の役割

男女が共同してその事業活動に参画することができる体制及び職業生活における活動並びに家庭生活その他の活動を両立して行うことができる環境を整備するよう努めましょう。

### (3) 市の役割

#### ① 中野市男女共同参画推進本部

庁内推進組織である「中野市男女共同参画推進本部」において、関係部局間と連携調整を行い、効果的に計画を推進します。

#### ② 中野市男女共同参画審議会

条例第 19 条に基づき設置する「中野市男女共同参画審議会」において、市長の諮問に対して答申を行うほか、必要に応じて男女共同参画社会づくりの推進に関する重要事項に関して調査審議を行います。

③ 関係機関との連携

計画を推進するにあたって、国、県、関係機関と連携を図ります。

8 計画の目標値

		現況（令和 2 年度）	目標（令和 8 年度）
1	市の審議会等委員の女性参画率	31.2%	
2	男女共同参画に対する認識度	11.2%	
3	ワーク・ライフ・バランスの認識度	25.7%	
4	社会全体が男女平等であるとの意識度	13.1%	
5	性的役割分担意識に反対する意識度	71.6%	
6	DVが人権侵害であるとの認識度	64.3%	

# 第5次長野県男女共同参画計画の概要

## <計画の性格と役割>

- 男女共同参画社会基本法及び長野県男女共同参画社会づくり条例に基づく計画
- 計画の一部は、女性活躍推進法に基づき本県の推進計画
- 国「第5次男女共同参画基本計画」、県「しあわせ信州創造プラン2.0」等各種計画との整合性を図っている
- 県はもとより、市町村をはじめ、すべての県民や事業者、関係団体等が相互に連携しながらそれぞれの立場で自ら考え、行動するために共有する指針となる計画

## <計画期間>

令和3年度～7年度（5年間）

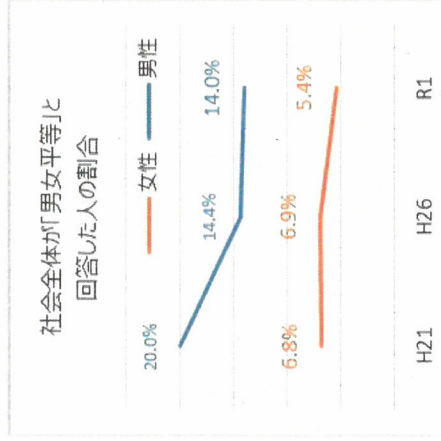
## <計画策定の背景>

### 社会情勢の変化

- 本格的な人口減少と未婚者・单身世帯の増加
- 女性への暴力根絶意識の高まり
- ダイバーシティ（多様性）の広がり
- 頻発する大規模な自然災害
- デジタル化の進展

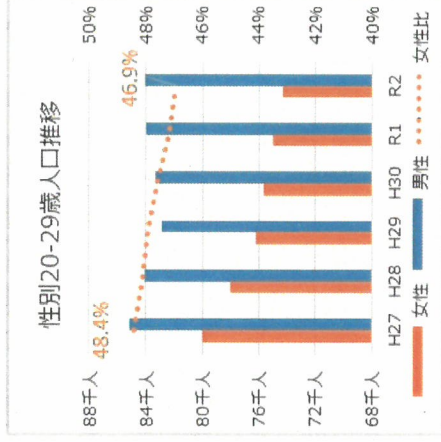
### 長野県の現状

（まだまだ低い社会全体の男女平等感）



（理想の生活と現実では大きなギャップ）

（20代女性の県外流出が加速化）



## <長野県の主な課題>

- 性差による偏見・思い込みの解消
- 女性の就業継続に向けた取組
- 働き方改革に向けた一層の取組
- 若者が魅力を感じられる地域社会づくりなど

時代の変化を先取りして働き方・くらし方を変革する

## 第5次計画で加える新たな視点

SDGsの理念を踏まえ、ジェンダー平等の視点を浸透させる

若者に選ばれる県をめざす

ダイバーシティ（多様性）の視点を取り込む

## 第5次計画の基本テーマ

働き方・くらし方を変えて、誰もが自分らしく生きられる社会をつくる

# 計画体系

テーマ

重点目標

施策の基本的方向

主な施策の展開

<p><b>テーマⅠ</b> あらゆる分野における女性の参画拡大・性別による偏りの解消</p>	<p><b>1</b> 政治・経済分野の方針決定過程への女性の参画拡大</p> <p><b>2</b> 雇用等における男女共同参画の推進とワーク・ライフ・バランスの実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 管理職、役員等への女性の登用拡大</li> <li>• 政治の場、審議会、団体等への女性の参画促進</li> <li>• 地域活動における男女共同参画の推進</li> <li>• 女性リーダーの育成に向けた環境の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 女性活躍に向けた企業の行動計画策定促進</li> <li>• 地域活動におけるICT利活用等の好事例の収集と発信</li> <li>• DX推進による多様で柔軟な働き方制度の導入促進</li> <li>• 男性の育児休業取得促進のための新制度に係る普及啓発</li> </ul>
<p><b>テーマⅡ</b> 安全・安心な暮らしの実現</p>	<p><b>3</b> あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた健康支援</p> <p><b>4</b> 困難な状況に置かれている者への支援と多様性の尊重</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• DV、性暴力、虐待等あらゆる暴力の根絶</li> <li>• 被害者等が安心して相談できる体制の整備</li> <li>• 生涯を通じて男女の健康支援</li> <li>• 妊娠・出産等に関する負担の軽減</li> <li>• 性に起因する人権侵害を許さない環境づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 児童虐待とDV防止に関する関係機関・団体の連携強化</li> <li>• 不妊・不育症の治療等に係る経済的負担の軽減</li> <li>• 生活上困難な状況に置かれている者等に対する自立支援</li> <li>• 多様性と人権が尊重される環境づくり</li> </ul>
<p><b>テーマⅢ</b> 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備</p>	<p><b>5</b> 男女双方の意識改革・理解の促進</p> <p><b>6</b> 男女共同参画の視点で魅力ある地域の創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 固定的性別役割分担意識の払拭と意識改革の推進</li> <li>• 家庭・地域・職場・学校等における男女共同参画を学ぶ機会の充実</li> <li>• 男性の家事・育児・介護等への主体的な取組の推進</li> <li>• 多様な進路選択・職業選択を可能にする環境づくり</li> <li>• 男女共同参画の視点に立った表現の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 固定的性別役割分担意識等にとわれない生き方に向けた教育・学習機会の充実</li> <li>• 防災・復興に関する施策への男女共同参画の視点の取込み</li> <li>• ワークেশョーンや「やまほい」などの発信</li> <li>• 若い女性が自分らしく生きる好事例の収集と発信</li> </ul>
<p><b>推進体制の強化</b></p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 県、市町村、関係団体等との連携・協働による男女共同参画社会づくりの推進</li> <li>• 男女共同参画センターの機能の充実・強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市町村、関係団体等との密接な連携による計画の浸透</li> </ul>

働き方・暮らし方を変えて、誰もが自分らしく生きられる社会をつくる



## 第5次計画の目標・指標

### <目標設定の考え方>

今後5年間にわたり、本計画による取組状況を確認するとともに、検証等を行うため、次の考え方のもと目標及び指標を設定します。

区分	考え方
達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画社会の実現に向け、すべての県民、関係者と共有する目指すべき目標です。</li> <li>県、市町村、県民、事業者、関係団体等あらゆる主体の様々な取組によって実現できる重要項目を、目標値とともに設定します。</li> </ul>
取組目標	達成目標の実現に向けた県の取組でめざす成果を、目標値とともに設定します。
測定指標	達成目標の実現に向けた県以外の主体による取組の進捗状況を確認する項目を、目安値とともに設定します。

### <達成目標>

達成目標項目	現状値	目標値
社会全体が男女平等と感じる人の割合の増	9.4%(R1)	↑ 50%(R7)
性別によって役割を固定する考え方を肯定する人の割合の減	20.6%(R1)	↑ 10%未満(R7)
管理的職業従事者に占める女性の割合の増(県全体)	8.4%(H29)	↑ 30%(R7) ※中間目標 15%(R4)
一般労働者の年間総実労働時間の減	1,975.2時間(R1)	↑ 1,900時間(R7)
合計特殊出生率	1.57(R1)	↑ 1.84(R7) ※県民希望出生率
20～30代人口の社会増	△2,991人(R2)	↑ 社会増(R7)

### <取組目標(抜粋)>

- 県職員の管理・監督職の女性割合の増
- 公立学校の教頭以上の女性割合の増
- 女性委員の占める割合が20%未満の県の審議会等数の減
- 県職員の育児休業取得率(性別)の増
- 県防災会議の委員に占める女性の割合の増 など

### <測定指標(抜粋)>

- 統一地方選挙における立候補者の女性割合
- 県内経済団体等の役員に占める女性の割合
- 市町村職員の管理・監督職に占める女性の割合
- 公立小・中学校のPTA会長・副会長に占める女性の割合
- 県内事業所の従業員の育児休業取得率 など